

税理士  
法人

# AIF事務所便り

2025.8.1/397号



## contents

- ◆ 9月より税務調査の本格季節 備えはいいか？  
狙いは「消費税還付申告」「海外取引」「無申告」 税理士 今西崇男
- ◆ 消費税 誤りやすい事例
- ◆ 産業医の税法に関する注意点 吉田皓輔
- ◆ 借上げ社宅賃料と従業員負担額

## 9月より税務調査の本格季節 備えはいいか？ 狙いは「消費税還付申告」「海外取引」「無申告」

### 税務調査に入られ易い法人・個人

#### ① 建設業・IT業界のような BtoB の業種

取引先が明確で反面調査がしやすい。

逆に飲食・美容・小売等のような BtoC の業種は、消費者一般のため反面調査がしにくい。

#### ② 不正が多い業種

バー・クラブ・外国料理・土木工事・美容・産廃・貨物輸送等は不正発見割合が高く、税務調査に入られやすい。

#### ③ 大きな変化がある

5年間で原価率・売上総利益率・営業利益率に大きな変化がある場合は調査の可能性が高い。

大きな変化があった場合、事業概況書にコメントしておくとうい。

手数料・交際費・消耗品費・旅費交通費・コンサル料・広告宣伝費等の異常値も要注意。

#### ④ 過去税務調査で問題があった法人・個人

改善されているか確認の税務調査がある。

国税当局は税務調査の対象として特に「消費税還付申告」、「海外取引」、「無申告」に目を光らせています。

### 消費税還付申告

国税当局は「消費税還付申告に関する国税当局の対応について」と題する文書を公開しました。消費税還付申告については、還付金支払の保留や証拠書類の提出、さらには税務調査への発展の可能性を示唆しています。消費税還付申告の不正手口はシンプルで、架空仕入れでの還付が一般的となっています。

### 海外取引

23年度に海外取引法人への法人税調査は1万451件実施されました。発覚した申告漏れは、2,437件で、申告漏れ所得は2,870億円にも及びます。海外取引法人には高額な所得が隠されている可能性が高いため、国税当局の監視は一段と厳しくなると思われます。

### 無申告

ある法人は、申告義務があることを認識しながら、売上代金を経営者個人に入金させた上、書類を破棄、売上の全額を隠蔽したことで、1億9千万円の脱税として起訴されました。近年国税当局は、アマゾン、ヤフーオークション、メルカリ等のネット副業の申告漏れや、YouTuberの広告収入漏れ、パパ活の収入漏れまで追っているそうです。

このような無申告者には顧問税理士がついていないケースが多く、発覚時の罰則の大きさに後悔することでしょう。

## 消費税 誤りやすい事例

### 納税義務者について

- ・令和6年分に係る基準期間（令和4年分）における課税売上高を計算する際に、事業用資産の譲渡の対価の額を含めていない。
- ・被相続人が提出した「消費税課税事業者選択届出書」の効力は、相続人に及ぶと考えている。
- ・「消費税課税事業者選択届出書」を提出した者について、基準期間における課税売上高が一度でも1,000万円を超えた場合には、当該届出書の効力が消滅すると考えている。
- ・「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出した者について、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったこと等により、一度でも免税事業者となった場合には、当該届出書の効力が消滅すると考えている。
- ・「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」等のある課税期間から適用するとした場合において、その提出すべき期間の末日が日曜日等に当たるときには、国税通則法第10条第2項の規定により、当該届出書の提出すべき期間がこれらの日の翌日まで延長されると考えている。

### 課税の範囲

- ・事業用車両を売却（下取り）しているが、その対価の額を課税売上げとしていない。
- ・居住用アパートを譲渡したが、その対価の額を非課税売上げとしている。
- ・建物を譲渡した際に買主から受領した固定資産税の未経過分を課税売上げとしていない。
- ・課税事業者が事業を廃止したが、事業用固定資産に該当しなくなった資産の時価相当額を課税売上げとしていない。

### 簡易課税制度

- ・「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した者について、一度でもその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、同制度を適用することができなくなった場合、又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合には、当該届出書の効力が消滅すると考えている。
- ・委託販売業を第五種事業としている。
- ・2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。（令和5年分（登録日～12月）から令和8年分の申告まで適用可能）

お困りの際は、税理士法人 AIF へご相談ください！

## 産業医の税法に関する注意点

労働安全衛生法第13条には、「常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。」と規定されており、一般的には、従業員を50人以上雇っている場合には、産業医を選任しなければなりません。

そんな産業医の選任についてですが、どの産業医を選任するかによって、税の取扱いにも違いがあります。

産業医については、法人か個人事業主かにより源泉所得税及び消費税の観点から注意が必要になります。

まず、消費税の概要についてですが、消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて計算します。

その課税仕入れの意義を国税庁は、「課税仕入れとは、商品などの棚卸資産の仕入れ、機械や建物等の事業用資産の購入または賃借、原材料や事務用品の購入、運送等のサービスの購入、そのほか事業者が事業として他の者から資産を譲り受けることなどをいいます。これは、仕入先が免税事業者や消費者の場合でも課税仕入れに当たります。ただし、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れは、原則として、仕入税額控除の対象とはなりません。また、土地の購入や賃借などの非課税取引、課税対象とならない給与、賃金などは課税仕入れに含まれません。」としています。この意義を確認しますと、産業医への支払いが法人か個人事業主かで消費税の取扱いが変わってきますので注意をしなければなりません。

国税庁の質疑応答事例 (<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/13/01.htm>) を参考にすると、法人の場合には、支払内容は基本的に委託報酬に該当するので、課税仕入れに該当します。

次に、個人事業主の場合には、支払内容は給与報酬として取り扱われてしまいます。すなわち、上記の課税仕入れの意義である課税対象とならない給与、賃金などに該当するため、課税仕入れに該当せず、不課税取引になります。

また、源泉所得税関係については、法人の場合には、源泉所得税の徴収を行う必要がありませんが、個人事業主の場合には、源泉徴収を行う必要があります。

簡単に図にすると以下ようになります。

契約相手	法人	個人事業主
課税仕入れに該当するか	該当する	該当しない
源泉所得税の徴収対象者に該当するか	該当しない	該当する

このようにどの産業医を選任するかによって税の取扱いが変わります。

今後契約することを検討される場合には、上記の点を参考にいただければ幸いです。

## 借上げ社宅賃料と従業員負担額

借上げ社宅とは、企業が契約した賃貸物件を従業員に貸し出す制度のことです。従業員は、通常の賃貸よりも安い家賃で住むことができ、企業は福利厚生の一環として導入することが多いです。社有社宅とは異なり、企業が物件を所有しないため、初期費用や維持費を抑えることができます。また、住宅手当とは異なり、企業が契約手続きや家賃支払いを行うため、従業員の負担を軽減できます。

独身用借上げ社宅がある企業における、2022年時点の独身用借上げ社宅の賃料と従業員負担額の推計平均額等をまとめると、下表のとおりです。

全体	借上げ社宅の賃料 (企業の契約額)	従業員の負担額 (社宅の使用料)	従業員 負担割合
規模計(50人以上)	64,309	18,184	28.3
500人以上	64,758	17,486	27.0
100人~499人	62,022	17,729	28.6
50人~99人	70,391	20,373	28.9
東京都特別区内	借上げ社宅の賃料 (企業の契約額)	従業員の負担額 (社宅の使用料)	従業員 負担割合
規模計(50人以上)	84,394	20,346	24.1
500人以上	84,580	19,824	23.4
100人~499人	83,391	20,453	24.5
50人~99人	88,238	21,163	24.0

人事院「令和4年民間企業の勤務条件制度調査」より作成

調査結果全体の結果（規模計）では、独身用借上げ社宅の賃料（以下、独身用賃料）は64,309円でした。従業員の負担額（以下、負担額）は18,184円で、従業員負担割合（以下、負担割合）は28.3%となります。従業員規模別（以下、規模別）では、50人～99人の賃料と負担額が最も高くなりました。

東京都特別区内の全体の結果（規模計）では、独身用賃料が84,394円、負担額は20,346円で、負担割合は24.1%でした。規模別では50人～99人の独身用賃料と負担額が最も高くなりました。負担割合は、100人～499人が24.5%と最も高くなりました。

全体に比べて東京都特別区内は独身用賃料と負担額が高いものの、負担割合では低い傾向がみられません。